○東北地方整備局告示第百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　福島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年東北地方整備局告示第三号相馬都市計画緑地事業三号原釜尾浜防災緑地
三　事業施行期間　自平成二十五年一月十五日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　福島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年東北地方整備局告示第四号広野楢葉都市計画緑地事業一号浅見川防災緑地
三　事業施行期間　自平成二十五年一月十五日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　福島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年東北地方整備局告示第十六号いわき都市計画緑地事業七号久之浜防災緑地
三　事業施行期間　自平成二十五年一月二十八日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　福島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年東北地方整備局告示第四十二号いわき都市計画緑地事業十一号四倉防災緑地
三　事業施行期間　自平成二十五年三月七日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　福島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年東北地方整備局告示第九号いわき都市計画緑地事業八号薄磯沼ノ内防災緑地
三　事業施行期間　自平成二十五年一月二十二日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　福島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年東北地方整備局告示第十号いわき都市計画緑地事業九号豊間防災緑地
三　事業施行期間　自平成二十五年一月二十二日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　福島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年東北地方整備局告示第十七号いわき都市計画緑地事業十号永崎防災緑地
三　事業施行期間　自平成二十五年一月二十八日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之